

令和3年 第2回定例会

館林衛生施設組合議会会議録

令和3年 11月12日開会

令和3年 11月12日閉会

館林衛生施設組合

令和3年館林衛生施設組合議会第2回定例会会議録目次

議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
説明のために出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会及び開議	4
会期の決定	4
会議録署名議員の指名	4
議案第12号	4
議案第13号	11
議案第14号	12
管理者の挨拶	13
閉会	13
署名議員	14

令和3年館林衛生施設組合議会第2回定例会会議録

令和3年11月12日(金曜日)
公立館林厚生病院 3階 講堂

議 事 日 程

令和3年11月12日午後2時30分開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第12号 令和2年度館林衛生施設組合歳入歳出決算の認定について
- 第4 議案第13号 令和3年度館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合の
変更について
- 第5 議案第14号 令和3年度館林衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（10名）

1 番	齊藤晋一君	2 番	川村幸人君
3 番	吉野高史君	4 番	篠木正明君
5 番	青木秀夫君	6 番	本間清君
7 番	藤野一也君	8 番	早川元久君
9 番	大谷純一君	10 番	金子浩二君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

管理者(館林市長)	多田善宏君
副管理者(板倉町長)	栗原実君
副管理者(明和町長)	富塚基輔君
副管理者(千代田町長)	高橋純一君
副管理者(館林市副市長)	野口一幸君
監査委員	富永裕文君
会計管理者	松澤直範君
事務局長	細堀一夫君
施設課主幹兼環境施設係長	奥山浩康君
施設課主幹兼衛生施設係長	瀬下則嗣君
総務課総務係長	青木裕二君

事務局職員出席者

書記	江原俊介	書記	瀧口陽介
書記	佐藤希美		

第 1 開会及び開議

(令和3年11月12日午後2時30分開会)

○議長(吉野高史君) ただいまの出席議員は10名であり、定足数に達しておりますので、告示第6号をもって招集されました令和3年館林衛生施設組合議会第2回定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに会議を開きます。

第 2 会期の決定

○議長(吉野高史君) 日程第1、会期の決定をいたします。

本定例会の会期を本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野高史君) 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

第 3 会議録署名議員の指名

○議長(吉野高史君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に、1番、斉藤晋一君、2番、川村幸人君を指名いたします。

第 4 議案第12号

○議長(吉野高史君) 次に、日程第3、議案第12号 令和2年度館林衛生施設組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第12号 令和2年度館林衛生施設組合歳入歳出決算の認定について申し上げます。

令和2年度の歳入決算額は15億5,853万3,646円となり、予算に対する収入率は100.31%でございます。

また、歳出決算額は14億9,842万8,596円で、その執行率は96.44%となり、歳入歳出差引残額は6,010万5,050円でございます。このうちから5,500万円を財政調整基金に積立てし、残り510万5,050円を翌年度へ繰越すことといたしました。

まず、歳出決算の主な内容について申し上げます。

ごみ処理事業につきましては、ごみ処理3施設の運営を長期にわたり一括して民間事業者へ委託し、3施設を安定的に稼働させ、1市2町のごみを衛生的かつ適正に処分いたしました。

次に、し尿処理事業について申し上げますと、稼働後31年を経過した館林環境センタ

一につきましては、引き続き安定した性能を維持するため、機械設備の点検整備を適正に行うとともに、基幹的設備改良工事に向けて、要求水準書等の作成に取り組んでまいりました。

次に、歳入決算の主な内容について申し上げます。

分担金及び負担金につきましては、ごみ処理事業に係る公債費の償還額が増加したことにより前年度比37.7%の増加となったのをはじめ、手数料、繰入金及び諸収入につきましても前年度より増加となっております。

国庫支出金につきましては、し尿処理施設基幹的設備改良事業の委託費が交付金事業の対象となり、国から458万3,000円の交付金を受けております。

また、組合運営に必要な財源を確保するため、令和2年度におきましても財政調整基金を積極的に活用し、健全な財政運営に努めてまいりました。

以上、決算の概要について申し上げます。

よろしくご審議の上、認定くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(吉野高史君) 説明が終わりました。

続いて、監査委員より決算審査の報告を願います。

監査委員、富永裕文君。

○監査委員(富永裕文君) 審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

本組合の令和2年度決算書及び会計書類の審査を本年7月29日、組合事務所において、藤野監査委員と共に実施いたしました。その結果は、別紙、館林衛生施設組合歳入歳出決算審査意見書の1ページ、第4. 審査の結果のとおりでございますので、ご一覽をお願い申し上げます。

よって、本会計及び決算書等は適正に表示されていることを認める報告をいたします。

令和3年11月12日、監査委員、富永裕文。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(吉野高史君) 決算審査の報告が終わりましたので、質疑を行います。

4番、篠木正明君。

○4番(篠木正明君) それでは、議案第12号 令和2年度館林衛生施設組合歳入歳出決算の認定についてお尋ねしたいと思います。

議案書20ページ、ごみ処理費になりますけれども、焼却灰場外搬出処分業務委託料3,064万6,176円、その下の焼却灰資源化業務委託料3,641万7,605円、またその下に不燃残渣場外搬出処分業務委託料1,065万8,450円というのが計上されておりますけれども、この委託の内容をお尋ねしたいのと、焼却灰で場外搬出処分と資源化っていう二つに分かれているのですけれども、焼却灰は二つのルートで分けて処理をされているのか。その辺も併せてお尋ねしたいと思います。

次にし尿処理費になりますが、22ページ、し尿収集車美装化補助金80万円と出ていますが、この内容についてお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○議長(吉野高史君) 事務局長、細堀一夫君。

○事務局長(細堀一夫君) ただいま篠木議員からご質問をいただきました。お答えさせていただきます。

初めに、20ページのごみの関係でございますが、焼却灰場外搬出処分業務委託料と焼却灰資源化業務委託料、並びに不燃残渣場外搬出処分業務委託料の三点についての違いを申し上げます。

最初の焼却灰場外搬出処分業務委託については、クリーンセンターで焼却をして生じた灰の中での飛灰といって、焼却した後にすぐ下に入ってくるのが主灰という言葉を使わせてもらっています。飛灰という宙に舞っている灰を熱処理の工程の中で回収したものを主に扱うのが焼却灰場外搬出処分業務委託の内容となっております。

次の焼却灰資源化業務委託との違いについてでございますが、主に飛灰については最終的には埋立て処分をしており、場外搬出をした県内の施設での対応となっております。

続きまして、焼却灰資源化業務委託については、同じく焼却をした灰の中の主灰といって主な灰になってまいります。名前の通り資源化ということで県外の施設に搬出をした後加工いたしまして、建設の資材として主に道路の骨材という、道路を舗装するときの下地に使っていく石のようなものに加工していく業務委託となっております。

三つ目の不燃残渣場外搬出処分業務委託についてでございますが、板倉町にございますいたくらリサイクルセンターで破碎をして資源になるものと、最終的に可燃で燃やすものとで分けられない最終的なものについてをリサイクルセンターから搬出して、最終的には一番最初の焼却灰場外搬出処分業務委託と同じ県内の場所に運搬して、埋立てを行っていく事業となっております。三つの事業に分かれております。

続きまして22ページの内容を申し上げます。

こちらについては、し尿収集車美装化補助金でございます。生し尿を収集する汲取り車の車両の周りにシルバーの覆いをしている関係があるかと思うのですが、タンクの外側にシルバーの覆いをするときの改修する費用の一部を補助させていただいております。毎年予算化の関係もございますが、事業者の動きの確認をさせていただいて予算化させていただいております。令和2年度につきましては、予定額が80万円となっておりますのでそれを超えている改修費がかかっているのですが、1件上限額の80万円ということで支出させていただきます。

以上でございます。

○議長(吉野高史君) 4番、篠木正明君。

○4番(篠木正明君) 答弁ありがとうございます。

2回目の質問に移りたいと思うのですが、まずごみ処理の関係で焼却灰の資源化なのですが、建設資材の道路舗装の骨材になって資源化されているというのですけれど、これは資源化するためにこちら側が費用を払わないとならないのでしょうか。リサイクルする材料になるのだとすると、売れるまではいかなくても無料で引取るとかそういうふうにはなっていないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

飛灰については最初の焼却灰場外搬出処分業務委託で県内の施設で埋立て、主灰は先ほど言った資源化をします。不燃残渣についてはリサイクルセンターで出た残渣のうち、リサイクルできないものについては同じように県内の施設で埋立てをすることですけど、そうすると明和町にある最終処分場は何に使っているのですか。これを見ると何もいかないようになっているのですけれど、お尋ねしたいと思います。

次に22ページのし尿処理の関係です。

し尿収集車美装化補助金ということで、収集車いわゆるバキュームカーですよ。その覆いのための補助金だと中身は分かったのですが、私が最初議員になって組合議会に来た時もありました。もう20年くらい前になりますけれども、昔の収集車は覆いがなかったですから、美装化するのに必要だと思うのですけれども、今見てますとみんな覆いができているわけですよ。それなのになぜ補助金が必要なのがよくわからないのですけれども。その辺についてはどうなのでしょう。

○議長(吉野高史君) 事務局長、細堀一夫君。

○事務局長(細堀一夫君) ご質問にお答えいたします。

最初の資源化の回収についてでございますが、実際に県外で資源化していただいている業者のところへ排出する際は灰のままで排出をしていきますが、資源化になったときの見返りについては、現在のところお金として受入れはございません。処分をしていただく費用という形で委託を行っていただいているという現状でございます。

また、めいわエコパーク最終処分場がございます。そちらについての内容でございますが、基本的にクリーンセンターで出てきた灰については、当初長期計画のなかで50%以上を資源化をするという計画を策定してございます。その関係で主灰については全体から生じる灰のうちの50%を資源化ということで県外に排出をしている状況でございます。残りの残渣で埋立てをしてしまう部分が全体の半分くらいあるものですから、残りの50%のうちのさらに50%が資源化という形になって、最終的には四分の一がめいわエコパークに主灰が中心なのですけれど、埋立てしていく形で現状取り組ませていただいております。

また、し尿処理の美装化補助金についてでございますが、長年年数を経過していて車両の入替え対応についてが事業者の動きの確認もございました関係で、件数は少ないのですが年度によって1件ほど令和2年度に生じてございましたので、その対応をさせていただきました。令和元年度については、車両についての改装は実績がございませんので、0件でございます。30年度は1件、29年度は3件ということで車両の入替えについての美装化という

ことで補助をさせてもらっている状況でございます。

以上でございます。

○議長(吉野高史君) 4番、篠木正明君。

○4番(篠木正明君) 内容は分かりました。ごみ処理のほうですけれども、焼却灰の主灰のうち50%以上をリサイクルしなくてはならないので、その約50%については資源化業務委託ということで3,600万円出しているということが一点、基準をクリアした残りについてはエコパークのほうへ処分しているという内容だと思うのですけれども、どう考えたらいいのかと思うのですね。そのために費用もかかるわけですし、リサイクルとか循環型社会を考えればその基準となる半分に限らず全量を資源化したほうがいいと思うのですけれども。最初建設したときの補助基準に合う部分しかやってないというのはどうなのか。どういう考え方でリサイクルに取り組んでいるのか。その辺の考え方についてお尋ねしたいと思います。

次にし尿収集車美装化についてですけれども、車両を更新したときに実施するというのはそうだろうなと思ったのですが、一般的に美装化が普及していないときに美装化してくれというので補助金を出すのは効果があるし出すべきだと思います。でも、美装化された車両が一般的になった今でも、この補助金が必要かどうかというのが非常に疑問なわけです。事業者が新しい車を購入するときは、アルミなどで周りを覆われているものがいわゆる標準装備のようになっているわけです。そういう時代になったとすれば、この補助金は見直してもいいと思うのですけれども。その辺についてはどう考えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長(吉野高史君) 事務局長、細堀一夫君。

○事務局長(細堀一夫君) ご質問にお答えさせていただきます。

最初のごみの主灰の資源化についてでございます。施設の長寿命化計画の当初資源化する計画の策定のなかで、50%というひとつの指標的なもので表記をさせていただいております。それに基づいて現在取り組みを続けているという形ではございます。

今後確かに資源化が図れることによって、循環型社会に対する取り組みという考えにも合致していく部分がございます。50%以上という流れを全量資源化に向けて行っているのかということも、全体的な事業費の関係もございます。今後も引き続き検討・協議を続けてまいりたいという考えでございます。

また、車両の美装化補助金についてでございますが、補助金についてもいまは標準的な内容の発注の段階での仕様という形もでてきているわけで、一時の過去の時代との変遷がございました関係で、違う部分があるかと思うのですが、現時点で囲いという形のものについては後付けの部分はまだございますものですから、その部分に対して事業者の支援になればという形で補助をさせていただいております。今後この囲いについての捉え方、補助金についてのあり方についても内部でも再度検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(吉野高史君) ほかに。

5番、青木秀夫君。

○5番(青木秀夫君) 基本的なことをお聞きしたいのですけれども、用語がちよっとわからないので。主灰とか飛灰とかどういう文字を使って示しているのか。区分とか。もっと具体的に教えていただければと思います。

それと、不燃残渣の区分についても説明いただければと思います。用語だけで結構です。中身のことはよくわからないですから。

○議長(吉野高史君) 事務局長、細堀一夫君。

○事務局長(細堀一夫君) ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

主灰、飛灰。主灰の主というのは主なという漢字になります。飛灰は飛ぶという漢字で飛灰という言葉として使っております。説明不足で申し訳ございませんでした。

不燃残渣についてでございますが、リサイクルセンターでは資源物とか可燃ではないものが運び込まれている中で、破碎機をかけてその中で金属などについては主に資源となるものなので業者に引き取ってもらっております。その中で燃えることができる可燃のごみについては焼却をさせてもらっておりますが、資源にも可燃にもならない最後に残ってしまった部分が不燃残渣となっております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長(吉野高史君) 5番、青木秀夫君。

○5番(青木秀夫君) 不燃にもならない、可燃にもならない残渣とは、具体的にはどのようなものを指しているのでしょうか。先ほど飛灰と主灰の私も想像で飛とは飛ぶって字かななんて頭の中で描いていたのですけれども、飛灰とは軽い灰なのか。主灰とは重い灰というか。その分けなのですか。

○議長(吉野高史君) 事務局長、細堀一夫君。

○事務局長(細堀一夫君) ご説明させていただきます。

主灰というのは燃えたときにすぐ下に灰を受入れる場所がございますので、そこにすぐ落ちてくるものが主灰でして、飛灰というのは燃えている状態で宙に舞っている軽い灰をフィルターで回収いたしまして、回収をして集めたものが飛灰ということで分けさせていただいております。それが主灰と飛灰の違いでございます。

不燃残渣について、金属は資源で細かく分けてそれを回収してもらえますのですが、燃えないごみの中で資源にも値することができないものということで、ご理解いただければと思います。

よろしく願いします。

○議長(吉野高史君) 5番、青木秀夫君。

○5番(青木秀夫君) 簡単にこんなものをいうのですよというのがわかるといいんですけど。具体的な事例でね。

あと、先ほどの飛灰と主灰の違いなのですけれども、分けしないと処分できないものな

のですか。回収したものを一緒にして処分というのはできないのですか。中身が違うわけではないと思うのですけれども。

○議長(吉野高史君) 事務局長、細堀一夫君。

○事務局長(細堀一夫君) 主に飛灰については燃焼したことによるダイオキシンなども比較的多く含まれているので、飛灰を主灰と混ぜて資源化するのは難しいです。混ぜることはできるのですが、混ぜた後に資源化するのは好ましくありませんので、飛灰についてはそのものだけを集めて埋立てするように分けさせてもらっています。

また、不燃残渣については鉄でも資源化しにくい錆びているものとか、陶磁器などが資源としては難しいので、最終的に回収させていただいております。

以上でございます。

○議長(吉野高史君) ほかに。

9番、大谷純一君。

○9番(大谷純一君) 20ページと21ページの自動車保険料、最初のが13万8,900円で次のが11万3,990円とありまして、その下段に重量税とありまして車何台分なのかなと思います。連絡車借料とありますがリースなのですかね。もし借りているならば、この中に自動車税とか軽自動車税とかの項目がないのですけれども。リースだったら払ってもらって込々の料金なのかなと思うのですが、そうすると重量税があがってくるのはなぜか、この辺教えていただけますか。

○議長(吉野高史君) 事務局長、細堀一夫君。

○事務局長(細堀一夫君) まず20ページのほうの自動車保険料につきましては、クリーンセンターでリースしている車両となります。また、22ページの自動車保険料については、環境センターで所有している車両でございますが、こちらはリースではございませんので、地元の自動車業者で車検という形をとらせてもらっています。失礼しました。20ページの車についてはリースではございません。組合の車両でした。たまたま車検を受けているのはリースではない買取りの車の車検となり、重量税についても共に必要となっております。

以上でございます。

○議長(吉野高史君) 9番、大谷純一君。

○9番(大谷純一君) 税金は払っているのでしょうか。軽自動車か普通車かにもよるのですけれども、自動車税の項目はないですね。軽自動車だったら軽自動車税になるかと思うのですが、これが円まで出ている項目なのでもし自分のところで持っているならば税金がかかってくると思うのですが、項目がないようなのですけれども。

○議長(吉野高史君) 事務局長、細堀一夫君。

○事務局長(細堀一夫君) 車については、クリーンセンターの車の関係についても、重量税は車検の際については対応をさせてもらっている形ではございます。

(「自動車税を聞かれているんだからさ。重量税ではないよ。」と呼ぶ者あり)

自動車税は非課税という形です。

(「重量税は目的税だから非課税にはならないんだよ。」と呼ぶ者あり)

重量税については非課税にはなりませんので、対応をさせていただいております。

(「自動車税は非課税で、重量税は非課税ではないから払っているってことですよね。」と呼ぶ者あり)

(「はい、わかりました。」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野高史君) ほかに。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野高史君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第12号を認定することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(吉野高史君) 挙手全員。

よって、議案第12号は認定することに決しました。

第 5 議案第13号

○議長(吉野高史君) 次に、日程第4、議案第13号 令和3年度館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第13号 令和3年度館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合の変更について申し上げます。

本案は、ごみ処理費のうち、たてばやしストックヤードの運営に係る負担金の負担割合について議決を求めようとするものでございます。

内容について申し上げますと、本年4月より供用を開始したたてばやしストックヤードの運営に係る負担金につきましては、本年度上半期の搬入車両台数割合をもって、市町負担金の額を再度算出するものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(吉野高史君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野高史君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野高史君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第13号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(吉野高史君) 挙手全員。

よって、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

第 6 議案第14号

○議長(吉野高史君) 次に、日程第5、議案第14号 令和3年度館林衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第14号 令和3年度館林衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算において、538万9,000円の減額補正及び地方債の補正でございます。

まず、歳出の主な内容について申し上げますと、人件費につきましては、上半期の執行状況等を勘案し、職員給与費の減額を行うものでございます。

し尿処理施設基幹的設備改良事業につきましては、本年度における基幹的設備改良工事費及び設計・施工監理業務委託料の確定に伴う減額でございます。

次に、歳入の主な内容について申し上げますと、市町負担金及び組合債を減額し、諸収入を増額しております。

なお、市町負担金につきましては、搬入車両台数割合をもって、ごみ処理費のストックヤード運営に係る負担金を再度計算するとともに、歳入歳出の増減分も含め算出したところでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(吉野高史君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野高史君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野高史君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第14号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(吉野高史君) 挙手全員。

よって、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

第 7 管理者の挨拶

○議長(吉野高史君) 以上で、本日の議事日程の全部を終了いたしました。

この際、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 本日は、提案させていただきました全議案につきまして、原案のとおり可決を賜り厚く感謝を申し上げます。

さて、本年4月から運用を開始したたてばやしストックヤードですが、1ヶ月当たりの平均搬入台数は、900台を超える状況でございます。いたくらしサイクルセンターに加えて、たてばやしストックヤードでも不燃物・資源物の持込みが可能となり、管内住民の利便性が大きく向上したものと考えております。

管内の公衆衛生の向上と生活環境の保全を図る上で、本組合の果たすべき役割は、非常に重要であります。

今後におきましても、一般廃棄物の処理に支障を来すことがないように新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、施設の安定稼働に努めてまいります。

結びに、議員の皆様におかれましては、引き続き組合発展のため、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました

第 8 閉 会

○議長(吉野高史君) 以上をもちまして、館林衛生施設組合議会第2回定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(午後3時10分閉会)

令和3年 月 日

議 長 吉 野 高 史

議 員 芥 藤 晋 一

議 員 川 村 幸 人